

高額療養費の支給

国民健康保険は、会社などの健康保険に加入していない人を対象に、医療の給付を行う事業で、加入者が病気やケガをしたとき、少しでも負担が軽くすむように、お互いに助け合う制度です。

病院で診療を受けた際に、次の一部負担金を支払います。

- 一般被保険者 → 入院・通院とも 3割
- 退職被保険者
 - 本人 → 入院・通院とも 2割
 - 扶養 → 入院 2割
通院 3割



なお、**一部負担金の額が高額**になった場合、**高額療養費が支給される制度**があります。

“高額療養費 問&答”

問 高額療養費は、どんな時に支給されるの？

答 同じ人が、同じ病院で同じ月内に、医療費の支払いが保険診療分について63,600円を超えた時に、超過分が支給されます。

例 支払った医療費が10万円の場合、自己負担限度額63,600円をひいた36,400円が支給額となります。

高額療養費に該当される方へは、診療月から2カ月遅れで通知しますので、領収書を必ず保管しておいてください。通知が届きましたら国保医療担当まで申請に来てください。2カ月以上過ぎても通知のない場合は、担当までご連絡ください。

また、国民健康保険のことで何かわからない点がありましたら、市民生活課国保医療担当へお問い合わせください。

問 私は長期にわたり入院しているのですが、毎月63,600円も支払うのは大変です。何かいい制度はないのでしょうか？

答 同一世帯で、過去12カ月間に4回以上高額療養費を支給される場合、4回目以降からは63,600円ではなく、37,200円を超える分が支給されます。

問 母と私は同月に病院にかかったのですが、母が50,000円、私も35,000円支払いました。二人合わせると85,000円になるのですが、こんな時、高額療養費は支給されるのでしょうか？

答 同一世帯で同じ月内に3万円以上の支払いが2件以上ある場合で、その額を合算して63,600円を超える時は超過分が支給されます。

例 上記の問いを例にすると、二人の支払った医療費の合計85,000円から自己負担限度額63,600円をひいた21,400円が支給額となります。

Q&A 国民年金

Q 私は先日まで民間企業に勤めるOLでしたが、会社員との結婚を機に退職し、専業主婦になりました。年金はどのような手続きが必要ですか？

A 必ず第3号被保険者の種別変更届けをしてください。

会社員の方と結婚し、その被扶養配偶者となった場合は国民年金の第3号被保険者となりますので、市民生活課国民年金担当窓口で加入手続きを行ってください。手続きの際、第3号被保険者は配偶者である夫(妻)が、厚生年金保険や共済組合に加入していることが確認されなければならないので、届出用紙にある夫(妻)の勤務先事業主確認欄の証明を必ず受けるようにしてください。

第3号被保険者になると、直接、国民年金の保険料を納める必要はありません。これは、第3号被保険者の保険料はその配偶者が加入している厚生年金保険または共済組合などにおいて第3号被保険者の人数に応じ、負担する仕組みとしているからです。しかし、加入の届け出を忘れると国民年金に加入したことにはならず、年金額が少なくなったり、年金を受け取れなくなったりすることもあるので気をつけてください。

なお、あなたがこの先、アルバイトをしたり、自営業を営むなどして一定以上の収入を得たりすると、夫の被扶養者として認められなくなります。そのときは第3号被保険者になれませんので、第1号被保険者として届け出の手続きをすることになり、自分で保険料を納めることとなります。

